

## 社会福祉法人を設立される方へ

社会福祉法人は、社会福祉法の規定に従い、一定の手続を経れば誰でも設立することができます。（役員に就任するには、一部社会福祉法による制限があります。）ただし、社会福祉法人を設立することと社会福祉施設の設置又は経営の認可若しくは許可をすることは違いますので、施設の設置に関しては別に認可、許可若しくは届出が必要になります。また、社会福祉法人の設立が認可されても社会福祉施設の国庫等補助事業に採択されるとは限りませんので、所管課に事前に御相談ください。

なお、所管課によっては、法人設立のための重要事項（不動産の所有状況、予定役員の履歴、資金の状況等）に関し、事前にお聞きする場合がありますので、所管課にお問合せください。

令和4年4月

岡崎市福祉部

目次

社会福祉法人とは

- 1 定義
- 2 社会福祉事業
- 3 公益事業及び収益事業
- 4 組織運営
- 5 資産
- 6 会計
- 7 設立手続

## 社会福祉法人とは

### 1 定義

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法（以下「法」といいます。）の定めるところにより設立された法人です。（法第 22 条）

社会福祉法人は、極めて公共性の高い法人であるため、法では、法人の設立、運営及び監督等について、民法の公益法人制度に比べてより厳格に規定しています。

### 2 社会福祉事業

(1) 社会福祉事業とは、法第 2 条に掲げられた第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいい、当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものです。

なお、社会福祉事業の分類については次のとおりです。

事業区分	事業	根拠法令等
第一種社会福祉事業 （法第 2 条第 2 項）  ここに分類されている事業は公共性が高く、サービス利用者に重大な影響を与えうると考えられ、より強い規制、監督が必要とみなされる事業であり、経営主体は原則として国、地方公共団体、社会福祉法人です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護施設の経営</li> <li>○ 更生施設の経営</li> <li>○ 授産施設の経営</li> <li>・ 宿所提供施設の経営</li> </ul>	生活保護法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児院の経営</li> <li>○ 母子生活支援施設の経営</li> <li>・ 児童養護施設の経営</li> <li>・ 障がい児入所施設の経営</li> <li>・ 児童心理治療施設の経営</li> <li>・ 児童自立支援施設の経営</li> </ul>	児童福祉法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 養護老人ホームの経営</li> <li>○ 特別養護老人ホームの経営</li> </ul>	老人福祉法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者支援施設の経営</li> </ul>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婦人保護施設の経営</li> </ul>	売春防止法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 軽費老人ホームの経営</li> <li>○ 助葬事業</li> <li>○ 事業授産施設の経営</li> <li>・ 生活福祉資金貸付事業</li> <li>・ 共同募金事業</li> </ul>	社会福祉法

<p>第二種社会福祉事業 (法第 2 条第 3 項)</p> <p>ここに分類されている事業は実施に伴う弊害のおそれと比較的少ないもので、経営主体については制限を設けず、事業の経営については届出(一部認可を要す。)をすればよいこととされています。</p>	<p>○生活保護事業(経済的保護)</p> <p>○生活に関する相談事業</p>	<p>生活保護法</p>
	<p>○認定生活困窮者就労訓練事業</p>	<p>生活困窮者自立支援法</p>
	<p>○障がい児通所支援事業</p> <p>○障がい児相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童自立生活援助事業</li> <li>・放課後児童健全育成事業</li> </ul> <p>○子育て短期支援事業</p> <p>○乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>○養育支援訪問事業</p> <p>○地域子育て支援拠点事業</p> <p>○一時預かり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模住居型児童養育事業</li> </ul> <p>○小規模保育事業</p> <p>○病児保育事業</p> <p>○子育て援助活動支援事業</p> <p>○助産施設の経営</p> <p>○保育所の経営</p> <p>○児童厚生施設の経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童家庭支援センターの経営</li> </ul> <p>○児童福祉増進相談事業</p>	<p>児童福祉法</p>
	<p>○幼保連携型認定こども園の経営</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組あっせん事業</li> </ul>	<p>民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律</p>
<p>○母子家庭日常生活支援事業</p> <p>○父子家庭日常生活支援事業</p> <p>○寡婦日常生活支援事業</p> <p>○母子・父子福祉施設の経営</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老人居宅介護等事業</li> <li>○老人デイサービス事業</li> <li>○老人短期入所事業</li> <li>○小規模多機能型居宅介護事業</li> <li>○複合型サービス福祉事業</li> <li>○認知症対応型老人共同生活援助事業</li> <li>○老人デイサービスセンターの経営</li> <li>○老人短期入所施設の経営</li> <li>○老人福祉センターの経営</li> <li>○老人介護支援センターの経営</li> </ul>	<p>老人福祉法</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい福祉サービス事業</li> <li>○一般相談支援事業</li> <li>○特定相談支援事業</li> <li>○移動支援事業</li> <li>○地域活動支援センターの経営</li> <li>○福祉ホームの経営</li> </ul>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障がい者生活訓練等事業</li> <li>○手話通訳事業</li> <li>○介助犬訓練事業</li> <li>○聴導犬訓練事業</li> <li>○身体障がい者福祉センターの経営</li> <li>○補装具製作施設の経営</li> <li>○盲導犬訓練施設の経営</li> <li>○視聴覚障がい者情報提供施設の経営</li> <li>○身体障がい者更生相談事業</li> </ul>	<p>身体障害者福祉法</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知的障がい者更生相談事業</li> </ul>	<p>知的障害者福祉法</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生計困難者無料低額簡易住宅貸付・宿泊所等利用事業</li> <li>○生活困難者無料低額診療事業（医療保護施設）</li> <li>・生活困難者無料低額介護老人保健施設利用事業</li> <li>・生活困難者無料低額介護医療院利用事業</li> <li>○隣保事業</li> <li>・福祉サービス利用援助事業</li> <li>・各事業に関する連絡助成事業</li> </ul>	<p>社会福祉法</p>

※ ○は、岡崎市として所管する社会福祉施設、社会福祉事業です。

(2) 法人の設立は、上記の社会福祉事業が当該法人の行おうとしている全ての事業のうち主たる地位を占めていなければなりません。

また、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしている場合でなければ認められません。したがって、法人設立後直ちに行うことのできない事業を目的として法人を設立することはできません。

法人の設立に関する相談の窓口は「介護保険課」及び各事業担当課です。

(3) 各福祉施設の整備は、市福祉計画と整合性をとりながら進めるため、各事業担当課と協議・意見調整をすることが必要です。福祉施設整備の補助等の相談は、それぞれ施設の種類により「地域福祉課」「障がい福祉課」「長寿課」「介護保険課」「こども育成課」「家庭児童課」「保育課」で行います。

(4) 岡崎市においては、第二種社会福祉事業のみを行うことで社会福祉法人を設立することは認めていません。ただし、次の事業を行う場合は設立することができます。

ア 助産施設の経営、保育所の経営及び幼保連携型認定こども園の経営をする場合

イ 介助犬・聴導犬訓練事業及び居宅介護等事業、共同生活援助事業等の経営を目的として5年（特定非営利法人等（以下NPO法人という）の場合又は市が推薦した場合は3年）以上にわたって、事業経営の実績を有しているとともに、地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託又は助成、あるいは介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく指定障がい福祉サービス事業者の指定又は児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業、障がい児相談支援事業の事業者の指定を受けている場合

### 3 公益事業及び収益事業

社会福祉法人は、法第 26 条の規定により、公益事業及び収益事業を行うことができますが、これを目的に社会福祉法人を設立することはできません。

また、公益事業及び収益事業の内容を定款に規定する必要があります。

#### (1) 公益事業

社会福祉法人は、次のような要件を満たしている場合は公益事業を行うことが認められています。

ア 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。

イ 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除きます。）。

- ・ 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- ・ 必要な者に対し、入浴、排泄、食事、外出等の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業

- ・ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
  - ・ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
  - ・ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
  - ・ 子育て支援に関する事業
  - ・ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
  - ・ ボランティアの育成に関する事業
  - ・ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
  - ・ 社会福祉に関する調査研究等
  - ・ 法第 2 条第 4 項第 4 号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
  - ・ 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
  - ・ 有料老人ホームを経営する事業
  - ・ サービス付き高齢者向け住宅事業
  - ・ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業
  - ・ 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
  - ・ 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業（営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当ではありません。）
- ウ 公益事業を行うことにより、社会福祉法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- エ 公益事業は、社会福祉法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあること。
- オ 社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- カ 公益事業で剰余金を生じたときは、社会福祉法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。
- (2) 収益事業
- 社会福祉法人は、次のような要件を満たしている場合は収益事業を行うことが認められています。
- ア 社会福祉法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

- イ 事業の種類については、特別の制限はありませんが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当ではありません。なお、法人税法第 2 条第 13 号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあります。
- ウ 当該収益事業から生じた収益は、社会福祉法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- エ 当該収益事業を行うことにより、当該社会福祉法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- オ 当該収益事業は、社会福祉法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- カ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 14 条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令第 6 条第 1 項各号に掲げる事業については、ウは適用されないものであること。

#### 4 組織運営

##### (1) 役員等

- ア 社会福祉法人には、評議員及び役員（理事及び監事）を置きます。
- イ 関係行政庁の職員が役員となることは、法第 61 条に規定する公私分離の原則に照らしあわせ適当でないので、差し控えることとなります。
- ウ 実際に法人運営に参画できない者が名目的に評議員及び役員として参加することは適当ではありません。
- エ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加することは適当ではありません。
- オ 次に掲げる者は評議員及び役員となることはできません。
  - (ア) 法人
    - (イ) 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
    - (ウ) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
    - (エ) (ウ) に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
    - (オ) 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
    - (カ) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできません。
    - (ク) 評議員の任期は、原則として、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。また、定款で「4 年」を「6 年」まで伸長することができます。



ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能です。

役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員の終結の時までになります。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能です。また、役員を再任することは差し支えなく、期間的な制限はありません。

## (2) 評議員

ア 評議員の数は、理事の員数を超える数が必要です。

イ 評議員の選任及び解任の方法については、法第 31 条第 1 項第 5 号において、法人が定款で定めることとしていますが、同条第 5 項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされています。定款で定める方法としては、外部機関を設置し、この機関の決定に従う方法等があります。

ウ 評議員については、法第 39 条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な認識を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な認識を有する者」として適正な手続きにより選任されている限り、制限を受けるものではありません。

エ 評議員は、自らが評議員を務める法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできません。

オ 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は 3 親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、以下の特殊な関係がある者も含まれてはいけません。

[各評議員と特殊の関係がある者]

(ア) 当該評議員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(イ) 当該評議員の使用人

(ウ) 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(エ) (イ) 及び (ウ) に掲げる者の配偶者

(オ) (ア) から (ウ) に掲げる者の 3 親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(カ) 当該評議員が役員・業務を執行する社員（主に社団の社員を指す。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該評議員」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の 3 分の 1 を超える場合に限る。）

(キ) 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の 2 分の 1 を超える場合に限

る。)

(ク) 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者

- ・ 国の機関
- ・ 地方公共団体
- ・ 独立行政法人
- ・ 国立大学法人又は大学共同利用機関法人
- ・ 地方独立行政法人
- ・ 特殊法人又は認可法人

[各役員と特殊の関係がある者]

(ア) 役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(イ) 当該役員の使用人

(ウ) 当該役員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者

(エ) (イ)及び(ウ)に掲げる者の配偶者

(オ) (ア)から(ウ)に掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(カ) 当該役員が役員・業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

(キ) 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の2分の1を超える場合に限る。）

(3) 理事

ア 社会福祉法人の評議員及び役員は、社会福祉事業について熱意と理解を有している者で、かつ、実際に法人運営の責務を果たし得る者であることが必要です。

イ 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければなりません。

- ・ 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ・ 社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ・ 社会福祉法人が施設設置している場合は、施設の管理者

[社会福祉事業の経営に関する識見を有する者]

(ア) 社会福祉に関する教育を行う者

(イ) 社会福祉に関する研究を行う者

(ウ) 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

(エ) 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要

かつ有益な専門知識を有する者

[当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者]

- (ア) 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- (イ) 民生委員・児童委員
- (ウ) 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- (エ) 医師、看護師、保健師等保健医療関係者
- (オ) 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

ウ 理事の員数は、6名以上です。

エ 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他以下の各理事と特殊の関係にある者が理事総数の3分の1を超えて含まれてはなりません。ただし、各理事の配偶者及び3親等以内の親族その他以下の各理事と特殊な関係にある者の上限は、3人です。

- (ア) 理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (イ) 理事の使用人
- (ウ) 理事から受ける金銭その他財産その他の財産によって生計を維持している者
- (エ) イ及びウに掲げる者の配偶者
- (オ) アからウに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (カ) 当該役員が役員・業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
- (キ) 規則第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者

オ 理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有します。理事長以外の理事に対して代表権の行使は認められていません。

カ 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（業務執行理事）を理事会で選定することができます。

#### (4) 監事

ア 監事の員数は、2名以上です。

イ 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることはできません。

ウ 監事には、次に掲げる者が含まれなければなりません。

- ・ 社会福祉事業について識見を有する者
- ・ 財務管理について識見を有する者

エ 監事は、その業務の性質上、法人の業務執行から独立した地位を保証する必要があることから、各役員の配偶者又は 3 親等以内の親族その他以下の各役員と特殊な関係がある者が含まれてはいけません。

- (ア) 役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (イ) 役員の使用人
- (ウ) 役員から受ける金銭その他財産その他の財産によって生計を維持している者
- (エ) イ及びウに掲げる者の配偶者
- (オ) アからウに掲げる者の 3 親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (カ) 理事が役員・業務を執行する社員（主に社団の社員を指す。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の 3 分の 1 を超える場合に限り。）
- (キ) 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該監事」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は役員である社会福祉法人の監事」の合計数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の 3 分の 1 を超える場合に限り。）
- (ク) 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、「当該他の社会福祉法人の評議員」の総数の 2 分の 1 を超える場合に限り。）
- (ケ) (2) オ (ク) の団体職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（「当該団体の職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の 3 分の 1 を超える場合に限り。）

## 5 資 産

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければなりません。  
(法 25 条)

### (1) 資産の所有

ア 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用

許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えありませんが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。

イ 国の各種通知に基づく特例により、以下のとおり資産の所有要件の一部緩和が認められています。

- ①特別養護老人ホームを設置する場合
- ②地域活動支援センターを設置する場合
- ③既設法人が福祉ホームを設置する場合
- ④既設法人が通所施設を設置する場合
- ⑤既設法人以外の法人が保育所を設置する場合
- ⑥地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合
- ⑦幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が 10 人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合

ウ 不動産を賃借する場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性を考慮し、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人の当該賃料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があります。

なお、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましいことではありません。

エ 社会福祉法人の資産は、基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産に区分されます。

## (2) 基本財産

ア 社会福祉施設の用に供する不動産については、所有権の登記を行った上基本財産として定款に記載しなければなりません。

なお、法人設立当初、建設中である建物については、定款への記載ができないため、竣工後速やかに定款変更を行う必要があります。

イ 社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件を、国又は地方公共団体からの貸与又は使用許可を受けている場合には、1,000 万円以上に相当する資産（現金・預金等）を基本財産として有していなければなりません。この場合の 1,000 万円に相当する資産というのは、「審査基準」では現金、預金、確実な有価証券（株券は認められない。）又は不動産に限ることになっています。

しかし、岡崎市では、社会福祉法人に安定した経営をしていただくために、

原則として土地は法人が所有すること、それ以外に基本金として現金、預金で 100 万円以上を保有することとしています。(平成 15 年 7 月 31 日以降に設立された社会福祉法人に限る。)

ウ 社会福祉施設を経営しない法人は、原則として 1 億円以上の資産を基本財産として有していなければなりません。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして、岡崎市長が認める額の資産とすることができます。

エ 資産に係る個別の状況については、資産要件等についての国の通達に照らし合わせ、法人等審査会において協議します。

オ 上記以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えありません。

カ 基本財産は、法人存立の基礎となるものですから、これを処分し、又は担保に供する場合には、岡崎市長の承認を受けなければならない旨を定款に明記しなければなりません。

### (3) その他財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、全てその他財産です。

イ その他財産の処分等には特別の制限はありませんが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意しなければなりません。

ウ 法人設立にあたっては、当該法人が行う事業の年間事業費の 12 分の 1 以上（介護保険事業及び自立支援給付制度に係る指定事業者及び指定施設を行う場合は、当該事業の年間事業費の 12 分の 2 以上）に相当する額の現金をその他財産として有していなければなりません。

### (4) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分してそれぞれの事業用財産として管理しなければなりません。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えありません。

### (5) その他

ア 法人の設立に当たって寄附金が予定されている場合には、次の要件を満たしていなければなりません。

- ・ 書面による贈与契約がなされていること。契約書の写し及び寄附予定者の印鑑登録証明書等により確認します。

- ・ 寄附者の所得能力、営業実績、資産状況等からその寄附が確実に履行されることが証明されること。

イ 法人設立及び施設整備の資金計画の変更は、原則として認められません。

また、寄附金贈与契約は、法人設立後速やかに必ず履行されなければなりません。

せん。

ウ 社会福祉法人が必要な資金の借入れを行う場合は、岡崎市においては原則として独立行政法人福祉医療機構（協調融資を含みます。）及び県社会福祉協議会からの借入れに限ります。

エ 借入金については無理のない償還計画を立てなければなりません。償還財源として寄附金を予定する場合には、次の要件を満たしていなければなりません。この場合、寄附者が完済時まで寄附できる年齢であることに注意しなければなりません。

- ・前記アの要件が満たされていること。
- ・個人の寄附金については、年間の寄附額がその者の年間所得額の4分の1以下であり、かつ、年間の寄附額をその者の年間所得額から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていること。
- ・個人の寄附金については、最終償還年次まで寄附が履行できると認められること。

## 6 会計

- (1) 社会福祉法人においては、社会福祉法人会計基準に従って処理します。
- (2) 社会福祉法人の会計は、複式簿記をとることとなっています。
- (3) 会計期間は、毎年4月1日から翌3月31日までです。
- (4) 年度開始前に収入・支出の予算を作成し、それに基づき執行しなければなりません。また、必要の都度予算を補正して執行しなければなりません。

## 7 設立手続き

社会福祉法人は、以上述べた要件を満たした上で、定款、事業計画書、収支予算書、各種書類等必要な書類を整備して「所轄庁」の認可を受け、さらに設立の登記を行うことによって成立します。

所轄庁とは、当該法人が岡崎市内においてのみ事業を行う場合は岡崎市長です。

ただし、岡崎市を含む2以上の区域で事業を行う場合は法人本部（主たる事務所）を置く都道府県になります。

なお、補助金を受けて社会福祉施設を設置する場合は、当該補助金の交付が確実になった後でなければ認可は行いません。

### (1) 定款の作成

設立に当たって最も基本的事項となるのは、社会福祉法人の憲法ともいえるべき定款を作成することです。また、定款変更を行う場合は変更手続（所轄庁の認可又は届出）によらなければなりません。

定款は、社会福祉法人を設立しようとする者が定めるわけですが、その重要性に十分配慮して検討する必要があります。

定款は「社会福祉法人定款例」に沿って作成します。また、定款とは別に関係法令に基づき、法人の管理、会計、就業、給与や苦情処理に関する規定を整備する必要があります。

## (2) 認可

社会福祉法人の設立を認可する岡崎市長は、法人設立代表者から法人設立認可申請があったときは、次の事項を審査し、認可を決定することとなります。

- ア その法人が行う予定の事業が、関係法令及び諸規定等に示す基準を満たしているか等
- イ その法人が行う事業に必要な資産を備えているか。
- ウ その定款の内容及び設立手続が法令及び関係規定に違反していないか等

## (3) 設立登記

社会福祉法人は、その認可のあった日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立します。

社会福祉法人の設立に必要な主な書類は、次のとおりです。(詳しくは「社会福祉法人設立認可申請の手引」を御覧ください。)

### ① 設立認可申請書

### ② 定款

### ③ 添付書類

#### ア 財産が法人に帰属することを証する書類

- ・ 贈与契約書 (贈与者が市町村の場合は、補助予定通知書等)
- ・ 身分証明書 (贈与者が個人の場合)
- ・ 基本約款、登記簿謄本、社員総会議事録等 (贈与者が法人の場合)
- ・ 印鑑登録証明書 (贈与契約書の印)
- ・ 残高証明書、所得証明書、納税証明書、資産証明書
- ・ 不動産登記簿謄本、所有権移転登記確約書 など

#### イ 法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類

- ・ 市町村の無償貸与確約書 など

#### ウ 事業計画書、収支予算書

#### エ 設立者の履歴書、身分証明書、印鑑登録証明書

#### オ 設立代表者の権限を証する書類

#### カ 役員就任予定者の履歴書、印鑑登録証明書、就任承諾書

#### キ 評議員就任予定者の履歴書、印鑑登録証明書、就任承諾書

#### ク 施設建設関係書類

- ・ 建設・設備整備計画書、建設図面、建設契約書及び見積書、建築確認書、設備整備契約書及び見積書、納品書 (領収書)

#### ケ 建設資金関係書類



- ・補助金交付内定通知書、貸付内定通知書、建設自己資金
- コ 運営関係書類
- ・経理規程、管理規程、就業規則、旅費規程、給与規程 など